２　景観計画区域（法第８条第２項第１号関係）

2-1　景観計画区域

岡山県の景観は、県内各市町村の個性ある景観の総合により成り立っている。こうした個性あふれる景観を尊重し、評価し発展を図るとともに、県全体の景観形成を推進することを目的に、県土の優れた景観を有する地域の景観を保全・育成していくばかりでなく、その周辺の景観的つながりを有する地域景観や、県民の生活環境に潤いを与える身近な自然景観を保全し、都市再生や新たな住宅団地、工業団地の景観形成などの市街地整備において、新しい良好な景観を創造していく必要があるため、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市並びに県と協議をした市町村）の区域を除く「岡山県全域」を景観計画区域とする。（ただし、県と協議をした市町村であっても、条例又は景観計画により行為の規制を定めるまでは、その区域を対象とする。）

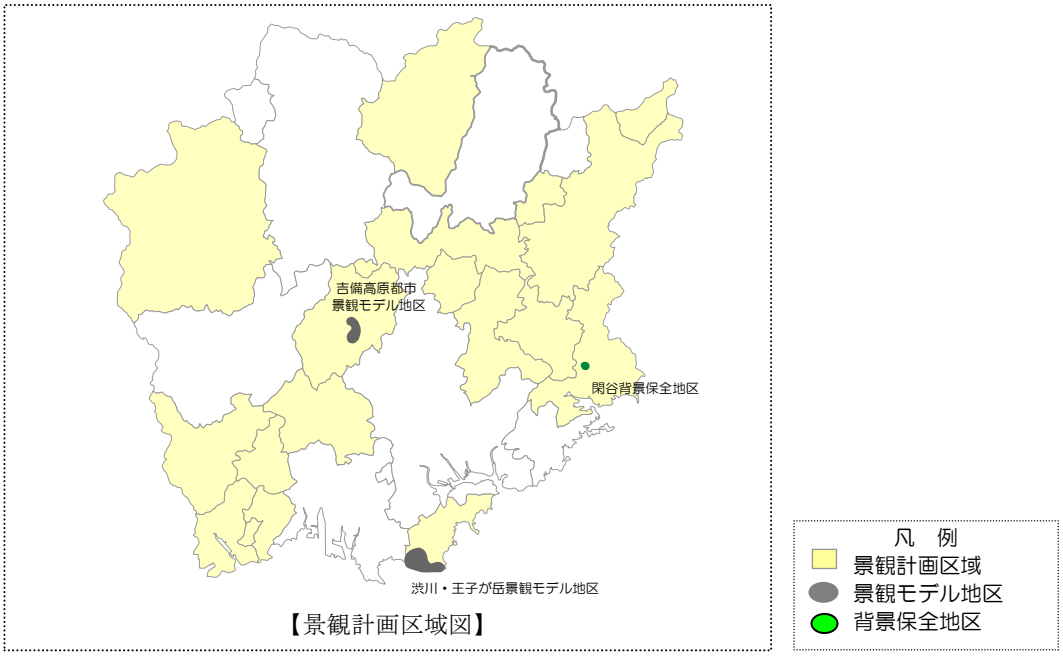

【景観計画区域図】

2-2　景観モデル地区・背景保全地区

(1) 景観計画区域の中で特に県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる景観を有する地域、あるいは、新たに優れた景観を創造すべき地域を景観モデル地区とする。

① 吉備高原都市景観モデル地区　　（詳細な区域図はＰ58）

② 渋川・王子が岳景観モデル地区　（詳細な区域図はＰ63）

(2) 景観計画区域の中で特に県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域を背景保全地区とする。

閑谷背景保全地区　　（詳細な区域図はＰ64）

旧閑谷学校内の主要眺望地点（講堂・芝生広場の公門正面の南端）から１㎞以内の範囲